

伊達な商談会の商談商品について

1. 商談品目

食品全般のほか、一部工芸品、民芸品など非食品も可

なお、バイヤーから提示のあった商談希望品目は次のとおりです。

業務用を小分け・お弁当などで販売することもあります。様々な形態でご提案ください

- 和牛（対米輸出施設取扱い施設規定に従ったもの）
- 和・洋菓子（袋菓子・生菓子・大福・桜餅・どらやき・饅頭等、冷凍輸送可能な商品）
- そうめん・うどん等麺類（乾麺・冷凍麺）
- 東北産野菜・果物などを原料にした加工食品（ジャムなど）
- 冷凍水産物（冷凍鮮魚・干魚等）
- 水産加工物（かまぼこ・天ぷら・練り物・珍味・塩辛・味醂干し等）
- 冷凍野菜・食材・惣菜（業務用も含む） ●スナック（飴・クッキー・チョコレート等）
- パン類（冷凍輸送可能な商品） ●飲料 ●茶
- 漬物（梅干など） ●穀物 ●椎茸 ●長いも
- 洗いごぼう ●海藻（乾物・冷凍） ●醤油・つゆ・調味料 ●酢 ●健康食品
- 台所用品・雑貨 ●その他、東北特産品で輸出可能な雑貨

【注意】米国の輸入規制（例）

- 畜肉関連（肉・エキス・ゼラチン等） ●海老 ●まぐろ加工品
- 液体乳製品（粉乳は可）
- たまご（菓子等で加熱したものは可。〇℃で〇分加熱した証明書が必要な場合もあり）
- 生姜・大根・蕪の漬物（カリフォルニア：可、ハワイ：不可）
- ピーナッツ（カリフォルニア：可。ハワイ：原形が外装から完全に隠れている商品は可）
- いりこ・煮干・丸干し等、はらわたの除去されていない魚加工品
- ステビア（Ribaudioside Aのみ認可、但し要証明書）
- 赤色102号、クチナシ、ベニバナ、ベニコウジなど着色料の一部

2. 商談会当日にご持参いただくもの

(1) 商品規格書、パンフレット等。

(2) 商品見本、試食等に必要な機器・資材（皿・スプーン等）

※会場にポットと電子レンジをご用意しております。